

徳島・にし阿波の魅力発信「地元回帰・移住促進」事業 業務委託仕様書

1 目的

県西部2市2町（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町）（以下「にし阿波」という。）は、県内でも人口減少が急速に進んでいる地域で、将来を見据えた地元回帰や人材確保対策が急務となっており、発信力の強化も必要となっている。

そこで、県内でも人口減少が著しい「にし阿波」における地元回帰や移住交流を促進するため、就職情報関係者による地元回帰・人材確保に向けたセミナーを開催するとともに、移住関連のメディア等の現場訪問により、古民家活用のレンタルオフィスやアクティビティなどの魅力を発信し、「にし阿波」への人の流れの創出を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月27日

3 業務内容

（1）就職情報関係者による「地元回帰・人材確保」に向けたセミナーに関する業務

地元企業や誘致企業、特定地域づくり事業協同組合などの代表者・採用担当者を対象とした、就職情報関係者によるセミナーの企画、運営を行う。

- ・セミナーは、美馬地区、三好地区で実施し、それぞれ周知を行うこと。
- ・参加者は、それぞれの回で、10～15社およびにし阿波地域の商工団体の参加を目標とすること。
- ・就職情報関係者（講師）は、全国的な就職・転職 UIJ ターンの傾向や地方における中小企業での人材確保の取組みなどに広く知識を有する者を候補とし、最終的な人選については、契約後、徳島県との協議のうえ決定すること。
- ・セミナーに加えて、参加者との意見交換の機会を設けること。
- ・セミナー参加者および講師を対象に、地元回帰や人材確保に関する相談や情報提供、現状の聞き取り並びに課題検証を行うこと。

（2）移住関連メディア等の現場訪問・魅力発信に関する業務

移住関連メディアを迎え、古民家活用のレンタルオフィスやコワーキングスペース、移住お試し住宅、アクティビティなどの現場を巡るツアーの企画、運営及び情報発信を行うとともに、交流会を開催する。

- ・ツアーには、移住関連書籍の出版社をはじめ、魅力発信に効果的なメディアの記者等を招へいすること。また、招へいする者は、4名以上を目標とすること。
- ・ツアーには、地元企業やサテライトオフィス誘致企業、特定地域づくり事業協同組合などの現場訪問を組み込み、メディアに紹介すること。併せて、市町支援策の紹介や地域で魅力的な活動を行っている既移住者等を招いた交流会を開催すること。
- ・ツアー参加者のうち2名以上はSNSを活用した情報発信を行えること。
- ・SNSで発信された投稿に属するデータの収集・とりまとめを行うこと。
- ・2泊3日のツアーでより効率的な行程とすること。また、滞在および訪問する地域に偏りがないよう配慮すること。
- ・単なる観光目的の参加とならないよう、留意すること。
- ・ツアー参加者を対象に、地元回帰や移住定住に関する相談や情報提供、現状の聞き取り並びに課題検証を行うこと。

（3）アンケート調査

（1）、（2）について、地元回帰・人材確保および地域の魅力発信のために有効な取り組みの企画・実施に関することについて、アンケート調査を実施すること。

(4) 実績報告

すべての業務が完了した後、内容及び成果について実績報告書を作成し、令和6年3月27日までに徳島県西部総合県民局地域創生観光部へ提出すること。
なお、報告書の使用及び体裁は任意とするが、徳島県の施策立案に活用できるよう内容及び提供方法を工夫すること。

4 委託料

(1) 上限2, 475千円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

(2) 対象となる経費

人件費(給与・賃金・専従職員の社会保険料・手当等)、報償費(講師謝礼等)、旅費(出張旅費・講師旅費等)、需用費(消耗品費・印刷費・燃料費等)、役務費(通信費・運搬費・広告料等)、使用料及び賃借料(リース代・会場使用料等)、負担金(イベント参加費等)、委託料(他の団体へ委託する場合は、事前に協議すること。)

5 委託契約について

(1) 採択された事業者は、改めて徳島県に見積書を提出し、徳島県と協議の上、双方で委託契約を締結し、委託業務を実施すること。

(2) 委託契約に係る委託料は、必要な場合は一部の前金払いを可能とする。

(3) 委託業務完了後は実績報告書を提出すること。

6 特記事項

(1) 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めることとする。

(2) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(3) 採択された事業者は、本業務を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

(4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。